

# 相・続・通・信 第27号

新しいHPができました！

相続 松本

検索

「相続」「松本」で検索！



相続手続支援センター® 平成26年6月

松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上13-6

☎：0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

FAX:0263-87-2117

長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田292番地

☎：0120-49-1322

TEL:026-223-1322

FAX:026-291-4163

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町2-14-2 アダジヨ2 1F

☎：0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

FAX:0265-25-0263

(今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

## 「万一の時にそなえる相続の基礎セミナー」 開催のお知らせ

梅雨明けが待ち遠しい今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？さて、当センターでは、来る7月23日(水)に長野、松本の2会場で相続手続の基礎セミナーを開催致します。相続セミナーと聞くと相続税や、遺言、遺産を巡る争い等をテーマにお話することが多いのですが、今回は「相続手続」のお話です。相続が発生したら何をしなければいけないの？手続って何をやるの？名義変更ってどうやったらよいの？といった「手続」に特化したテーマでお話します。相続の基礎知識のお話もありますので相続について初めて勉強したい、相続は全然わからないといった初心者の皆様、是非お越しください。セミナーの参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加を希望される方は、下記の電話番号までご連絡下さい。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

### 長野会場

日 時：平成26年7月23日(水)  
午前9:30~11:30  
(開場9:15)

場 所：ホクト文化ホール  
定 員：20名  
持 ち 物：筆記用具  
講 師：相続手続支援センター専門相談員  
清水あゆ子・栗原美香

### 松本会場

日 時：平成26年7月23日(水)  
午後14:30~16:30  
(開場14:00)

場 所：市民タイムスみすず野ホール  
定 員：20名  
持 ち 物：筆記用具  
講 師：相続手続支援センター専門相談員  
清水あゆ子・栗原美香

申込先  
受付時間は  
こちらです！



相続手続支援センター松本駅前店

0120-97-3713



相続手続支援センター長野駅前店

0120-49-1322

受付時間(月~金) 9:00~17:30



相続手続支援センター®

## ～相続の現場から～

先日、亡くなったお父様の戸籍を持って不動産の名義変更の手続きをしたいとご相談に見えたお客様がいらっしゃいました。相続人の確認をするため、お持ちになった戸籍を拝見させていただいていると、お父様には前婚があり、相談者であるお客様には母親の違う兄弟がいることが判明しました。お客様もその戸籍を見るまではその兄弟の存在すら知らなかったとおっしゃっていました。今後は、この母親の違う兄弟の方の戸籍をたどって連絡を取り、お父様に相続が発生していることや、お手続きにご協力いただきたいことなどをお話ししていくことが必要となり、当初スムーズにできると思っていた不動産の名義変更のお手続きが、労力と時間のかかる大変なものとなってしまいました。このようなことがあると相続の時に家族がとても困ることになります。さらに、ご本人が亡くなった後に知ったとなると、なおさらです。

では、このようなことを事前に防ぐにはどのような対策が必要なのでしょうか・・・？

弊センターでは、「**エンディングノート**」の活用をお勧めします!!!

「エンディングノート」には、家係図を記入できるページがあります。こちらを完成させるために戸籍をたどっていくと、今まで知らなかった自分のルーツがわかると同時に、相続人の把握ができます。すると前述のケースのように相続の際に困ることなく、慌てずに済みます。戸籍はご自身の出生に関するものでしたら、さかのぼって取得できますので、これを機会に市役所にて戸籍を集めてみてはいかがでしょうか？

そもそも「エンディングノート」とは、ご自身の人生を振り返り、財産や思い出などを整理できるツールです。ご自身に万が一のことがあっても、ご家族がこのエンディングノートを見ることで手続きをはじめとした、様々な場面で助かると思いますし、ノートの作成中は、これまでなかなか面と向かって話にくい問題も家族とじっくり話せるきっかけになると思います。

また、近頃、あちこちで耳にする「終活」をするきっかけとしても、ぜひご活用されてみてはいかがでしょうか。

弊センターでも、1冊 540 円で販売しておりますのでお気軽にお問合せ下さい。



## 相続豆知識

### Q. 申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかったら？

#### Q1 申告期限において遺産が未分割の場合の相続税申告はどうなるの？

A1 相続人が民法に規定する相続分（特別受益を加味）で相続したものと仮定して、申告・納税をすることになります。その後遺産分割が完了した場合には、実際に相続した財産に応じて相続税の再計算を行い、各相続人が修正申告（追加で納税すること）又は更正の請求（既に納税した税額の還付を受けること）をすることができます。更正の請求をする場合には遺産分割が完了した日の翌日から4月以内に更正請求書を提出しなければなりません。

#### Q2 申告期限において遺産が未分割の場合のデメリットは？

A2 申告期限までに分割されていない財産については「配偶者に対する相続税額の軽減」と「小規模宅地の特例」の規定は受けられません。協議がまとまっていればこの規定の適用が受けられる場合は、一旦多めに納税をすることになります。申告期限後にこの規定の適用を受けて税金を還付してもらいたい場合には、原則として申告期限から3年以内に遺産分割が完了して、さらに遺産分割が完了した日の翌日から4月以内に更正請求書を提出しなければなりません。

